

三和保育園保護者会 会則

(名 称)

第1条 この会は「三和保育園保護者会」という

(事 務 所)

第2条 この会は、倉敷市大島287-3 三和保育園内におく

(会 員)

第3条 会員は三和保育園に在園している児童の保護者とする

(目 的)

第4条 この会は、保育園と家庭の連携を密にし、互いに協力して幼児の福祉増進につとめ、あわせて会員の教養を高め、相互の親睦をはかることを目的とする

(事 業)

第5条 この会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1、幼児の福祉増進を達成するための必要な事業
- 2、保育園本来の環境整備に関すること
- 3、その他

(役 員)

第6条 この会に次の役職をおく

- 1、会 長 1名
- 2、副会長 2名
- 3、会 計 2名
- 4、監 事 2名

(役員の義務)

第7条 1、会長はこの会を代表し、その業務を総括する
2、副会長は会長を補佐し、会長に不都合がある時はその職務を代行する
3、役員は役員会を構成し、総会に付議する案件、その他重要事項を決定する
4、会計は、この会の会計事務を行う
5、監事は、この会の会計監査をする

(役員を選出)

第8条 本会の役員は次の通りとする

- 1、会長、副会長は、役員の互選により選出する
- 2、役員は、児童の所属するクラスより2名以上選出する
- 3、会計は、会長が委嘱する
- 4、監事は、役員会の同意を得て、会長が委嘱する
- 5、この会に顧問をおくことができる

(役員任期)

- 第9条 1、役員任期は1年とする。但し再任を妨げない
補欠により就任した役員任期は、前任者の在任期間とする
2、役員は任期満了後も、後任者が就任するまでその職務を行うものとする

(会議)

- 第10条 1、この会の会議は、総会及び役員会とする
2、総会は年に1回とし、会長が必要と認めた時は臨時総会を召集することができる。
総会は、会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数が同意しなければ決議する事できない
3、役員会は必要に応じて会長が召集し、役員過半数が出席し、出席した役員過半数の同意がなければ決議する事できない
4、総会、役員会を召集したときは、会長が議長となり会議を総理する
5、次の事項については、総会の決議を必要とする
(1) 会則の変更に関する事
(2) 事業の計画
(3) 歳入、歳出の予算決算
(4) その他の重要な事項

(会計)

- 第11条 1、この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入でこれにあてる
2、会費は、1園児につき月額600円とし、年度始めに1年分を一括して取り扱う
途中入所児は、入所月分から年度末分を一括して支払う
途中退所児は、退所月翌月分から年度末分までを一括して払い戻す
3、会計年度は、毎月4月に始まり、翌月3月末日に終わる

附則 この会は、昭和51年5月22日から実施する

昭和52年5月 7日 改定

平成 9年4月19日 改定

平成18年4月28日 改定

平成24年4月28日 改定

平成26年5月17日 改定

令和 4年4月 1日 改定

三和保育園保護者会慶弔規定

- 第1条 卒園児には、その前途を祝福し記念品を贈る
- 第2条 退職する職員には、功労に対する謝意として、金3,000円を贈る
- 第3条 結婚、出産等、職員の在職中の慶事に対しては、金5,000円を贈る
- 第4条 1、会員または、園児死亡の場合は、会長が告別式に参列し、香花料として、
金10,000円をおくる
2、会員の同居の親族死亡の場合は、香花料として、金3,000円をおくる
- 第5条 1、職員死亡の場合は、第4条1項に順ずる
2、職員同居の親族死亡の場合は、第4条2項に順ずる
- 第6条 園児及び職員が病気で10日以上療養の場合は、見舞いとして、金3,000円を贈る
- 第7条 会員及び職員が不時の災害を受けた場合は、役員会にはかり相当の見舞金を贈る
- 第8条 本規定に準ずるものとして、特に考慮を必要とする場合には役員会にはかり決定する
- 第9条 1、本規定は、平成6年4月1日に遡って適用する
2、本規定の改定は、役員会で決定する
3、平成11年4月28日改定
4、平成23年4月16日改定
・第2条、3条削除の事。平成22年に遡って適用する